

# Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

## 核兵器・核実験モニター

476-7  
15/8/1

毎月2回1日、15日発行  
1996年4月23日  
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーンネ1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田卷一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

日米新「ガイドライン」と核兵器

## 求められるのは、「非人道兵器依存政策」からの脱却

「集团的自衛権行使」等の違憲性を指摘する反対論が高まる「安保法案」。同法案が「実効化」を目指す「日米新ガイドライン」には、核兵器国を除く国際社会の大多数が「非人道兵器」と認識する核兵器による「拡大抑止」に依存して、安全保障を確保するという、大きな根本的問題がある。「広島、長崎」から70年目の今年、「唯一の戦争被爆国・日本」が目指すべきは、核兵器依存政策から脱却することを通して、核兵器廃絶の真の先導者へと転じることだ。

「安保法案」<sup>1</sup>の目的が、4月27日に発表された「日米防衛協力のための指針」<sup>2</sup>（新ガイドライン）を実効化するための国内法制整備であることは論をまたない。「指針」は、次の事項を強調しながら日米防衛協力を強化するとしている：

- ・切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
- ・日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
- ・政府一体となつての同盟としての取組
- ・地域の及び他のパートナー並びに国際機関との協力
- ・日米同盟のグローバルな性質

憲法平和主義の諸原則を修正することなしに、これらの目標を達成することは不可能である。法案の国会審議では、「集团的自衛権行使」や「自衛隊の海外活動拡大」の違憲性が、野党はもとより与党が証人として招致した憲法学者、さらにはメディアからも厳しく指摘されている。法案に反対する市民の声は、国会を幾重にも包囲し、その包囲網は日を追うごとに厚みを増している。にもかかわらず、政府は国民の懸念や不安をはぐらかすような言辞を弄しながら、今国会中（第189国会。会期：1月26日～9月27日）に成立させる構えを崩していない。

### 「新ガイドライン」の核兵器依存

本記事では、「新ガイドライン」が目指す安全保障が、憲法平和主義に反するものであるだけでなく、核兵器廃絶を求める国際世論と規範に背を向けるものであることに焦点を当てる。

「指針」は冒頭部で次のように言う：

「日本は、『国家安全保障戦略』及び『防衛計画の大綱』に基づき防衛力を保持する。米国は、引き続き、その核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じて、日本に対して拡大抑止を提供する。」（「防衛協力と指針の目的」）

すなわち、「指針」は、核兵器に依存して安全を

### 今号の内容

新「ガイドライン」と核兵器  
—日本は「抑止力依存」からの脱却をこそ目指せ  
イラン核協議で最終合意

【資料】

合意文書(要約)

ロウハ二大統領の演説(全訳)

EU・イラン共同声明(抜粋訳)

発行と発送が大幅に遅れたことをお詫びします。次号は9月1日号です。

確保するという基本政策に立つものだ

1968年1月30日、当時の佐藤栄作首相は、日本の核政策は次の四本柱からなることを明らかにした。第1に「非核三原則」の堅持、第2に核軍縮への努力、第3に国際的な核の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存すること、そして第4に核エネルギーの平和利用、である。この連綿と続く基本政策が半世紀を経た今、「新ガイドライン」と「安保法案」という形を得ようとしているのだ。

広島、長崎の被爆から70年目の夏、私たちは、「唯一の戦争被爆国・日本」が、二つの町を襲った惨禍の恐怖に基づいて安全保障を確保するという道を、これ以上進むことを受け入れることができるだろうか。

## 「核兵器のない世界」を遠ざける 「新ガイドライン」

安倍晋三首相は「安保法案」国会審議の中で、「抑止力」について次のように述べた。「まさに抑止力とは、日本に対して攻撃をする、あるいは日本を侵略しようとするれば相当の打撃をこうむらなければならないということを覚悟しなければいけない、となれば、それはやめておこうということになるわけでありませう。(略)」<sup>3</sup> 安倍首相の答弁を米国の言葉を借りて言えば次のとおりとなる。オバマ政権が13年6月19日に発表した「合衆国の核使用戦略に関する報告」<sup>4</sup>からの抜粋である。同報告は同日発表された大統領の「核使用戦略」を説明した文書である。

●合衆国は、合衆国、同盟国並びにパートナーを攻撃することの代償として受ける結果が、攻撃することによって得られる利益を著しく上回るであろうことを潜在的敵国に確信させよう、信頼性ある核抑止力を維持するであろう。

オバマ大統領は、09年4月の「プラハ演説」<sup>5</sup>で、核兵器のない世界を目指すことを約束し、そのために安全保障における核兵器の役割を低下してゆくとした。この「報告書」も「核兵器の役割の低下」を基調としたものであり、「核兵器の基本的役割は引き続き、合衆国、同盟国並びにパートナーに対する核攻撃を抑止することにある」とし「死活的国益を防衛する極限的な状況においてのみ、核兵器の使用を考慮する」という抑制的姿勢が示されている。しかし、2010年の「核態勢見直し(NPR)」<sup>6</sup>で設定した目標である、「核攻撃の抑止を核兵器の『唯一の目的』とする条件はまだ整っていない」とも述べている。

安倍首相は上記と同日の国会審議で「(抑止力)持っていることに意味のある、抜かない刀」とも言った。しかし米国にとって、核兵器は「抜く時」に備えて日々磨かれる「刀」なのである。

核兵器廃絶を願い、行動する世界の心ある非核兵器国と市民社会は、日本のような核抑止依存政策が、核兵器のない世界へ向かう道の障害物であるとみなしている。日本は「核抑止」を受け入れるだけでなく、その「信頼性」を高めることを積極的に要求している。「新ガイドライン」は、そのような誤った認識を基礎とするものである。

## 核兵器は非人道兵器 —「ウィーン会議」の警告

14年12月8から9日、オーストリアのウィーンで、158か国の政府代表、国連、赤十字国際委員会(ICRC)、赤十字・赤新月運動、市民社会の諸団体、学術研究者が参加して、「核兵器の人道的影響に関するウィーン会議」<sup>7</sup>が開催された。この会議での議論を見れば、日本政府の「核抑止依存政策」が、国際的潮流に背を向けた無定見であることは明白である。オーストリア政府がまとめた「会議報告及び討議結果の概要」<sup>8</sup>の要点は次のとおりである。(項目番号と強調は筆者による)

- 1)核兵器爆発の影響は、その原因の如何にかかわらず、国境で制御し得ず、地域的、ひいては地球規模の結末を生じうる。
- 2)核兵器爆発がもたらす人道上の影響の範囲、規模、相互関係は壊滅的なものであり、それは一般的に理解されているものよりも複雑である。
- 3)核兵器の使用や実験は、それらの兵器が短・中・長期的にもたらす破壊的な影響を証明してきた。
- 4)核兵器が存在する限り、核兵器爆発の可能性が消えることはない。たとえ可能性は低いとみられるとしても、核兵器爆発のもたらす壊滅的結末を考えれば、危険性は容認しがたいものである。人的ミスやサイバー攻撃に対する核指揮統制ネットワークの脆弱性、高い警戒態勢に維持されている保有核兵器、前進配備、核兵器の近代化といった現状をもってすれば、事故、間違い、不認可あるいは故意の核兵器爆発の危険性があることは明白である。
- 5)国際的な対立や緊張関係の激化、そして核兵器保有国における現在の安全保障ドクトリンを考えれば、核兵器が使用されうる多くの状況があると考えられる。核抑止は核戦争の準備を必然的に伴うものであり、よって核兵器使用の危険性は現実味を帯びている。(略)核兵器爆発の危険性を回避するための唯一の保証は核兵器の完全廃棄にはかならない。
- 6)いかなる国家あるいは国際機関であろうとも、人口密集地域における核兵器爆発がもたらす短期的な人道的緊急事態ないし長期的な結

末に対して十分な対処を講じることは不可能であり、そのような能力はおそらく存在し得ない。

7)さまざまな法的側面から核兵器の問題を見れば、保有、移転、製造、使用を普遍的に禁止する包括的な法的規範が存在しないことは明らかである。

8) 核兵器爆発が起こった際の壊滅的な結末、そして核兵器の存在そのものに内在する危険性には、法的な議論や解釈のレベルを超えて、倫理面及び道徳面での重大な疑義が呈されている。

このような認識は、今年4月から5月にかけて開かれた「15年NPT再検討会議」における議論にも大きな影響を与えた。非核兵器国の多くは、ウィーン会議で共有された、核兵器使用による「人道的結末」への認識をベースに、核兵器廃絶のための効果的な法的枠組みの確立を求めた。

パン・ギムン国連事務総長は、「NPT再検討会議の成果に関する声明」<sup>9</sup>で次のように述べた。「核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結末をもたらすとの認識の拡大が、核兵器の禁止と廃絶を導く効果的措置を目指す緊急の行動を強制するものであり続けることを希望する」。「再検討会議」は最終文書の合意にいたらず決裂した。しかし、このような認識は、今後の核軍縮・核廃絶議論の基層を形成するものとなるであろう。

## 「国民保護」の虚妄を暴いた 被爆都市・広島、長崎の「計画」

ウィーン会議は「核兵器爆発による影響や結末に対処を講じることは、いかなる国家にも国際機関にも不可能である」と警告した。しかし、日本政府にそのような真剣な認識はない。04年に成立した「国民保護法」<sup>10</sup>に基づいて、国はすべての地方公共団体に「国民保護計画」の策定を求めた。この時閣議決定された「国民の保護に関する基本指針」<sup>11</sup>は、武力攻撃事態の1類型として「核兵器攻撃」挙げた。05年3月25日付の「指針」第1版は、「風下に避難する」、「汚染された可能性のある食物や水を摂取しない」など、もっぱら核爆発後の防御策を述べるのみであり、多くの人々が熱戦、爆風や初期放射線によって一瞬のうちに生命を奪われることは顧みられなかった。

これに対して広島市は、シミュレーションに基づく独自の「核兵器攻撃被害想定」を行い、その結果を踏まえて「核兵器攻撃による被害を避けるためには唯一、核兵器の廃絶しかない」との結論を述べた「計画」を、07年11月に策定した。

一方、長崎市は、07年1月に策定した「計画」で「核兵器攻撃」の項目の記載を行わず、「計画」の

序章などで、「核兵器攻撃」を回避するための外交努力と兵器廃絶の国際世論形成のために主導的役割を果たすよう求めると同時に核兵器廃絶に向けた市としての決意を述べた。長崎市の計画案は、他都市の計画との整合性を求める長崎県との協議が難航し、長い間懸案とされてきたが、14年2月、原案のまま受理された。

2つの被爆都市による「国民保護計画」は、核兵器攻撃に対処は可能であるという国の認識に対して、「国民を守るためには核兵器の廃絶しかない」という見識を明らかにした。これは「ウィーン会議」の討議を先取りするものとして、高く評価されるべきものである。

## 核抑止からの脱却と、 核兵器廃絶こそが安全を守る

「新ガイドライン」は、以上述べたように「核抑止依存」という誤った政策と原則を前提とするばかりでなく、核兵器による人道的結末への考察と思慮を欠いたものである。「新ガイドライン」の実効化によって国民の生命と安全を守るという「安保法案」の目的に偽りがないとすれば、今日本に求められているのは、「核抑止依存」から脱却するための具体的な行動の方向性を示すことだ。

広島・長崎から70年の今年は、核兵器廃絶と軍事力依存の安全保障からの脱却への歩みを進める転換点とされるべきである。北東アジア非核兵器地帯構想のイニシアチブをとることは、その具体的な行動の一歩となりうるだろう。

(田巻一彦) 

注

- 1 「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案」、閣法189-72。
- 2 [www.mod.go.jp/j/approach/anpo/shishin/shishin\\_20150427j.html](http://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/shishin/shishin_20150427j.html)
- 3 15年5月27日「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」、質問者は高村正彦自民党副総裁。
- 4 全訳はピースデポHP。[www.peacedepot.org/theme/nuke/engagement\\_report.pdf](http://www.peacedepot.org/theme/nuke/engagement_report.pdf)
- 5 ピースデポ・イアブック「核軍縮・平和」2014年版・資料1-10 (264ページ)に抜粋訳。
- 6 同イアブック2014年版・資料1-11 (266ページ)に抜粋訳。
- 7 同テーマでの国際会議の3回目にあたる。第1回は13年3月オスロ(ノルウェー)、第2回は14年2月ナヤリット(メキシコ)でそれぞれ開催された。ウィーン会議には、日本も米国も参加している。
- 8 『核兵器・核実験モニター』第462号(14年12月15日)に全訳。
- 9 [www.un.org/sg/statements/index.asp?nid=8661](http://www.un.org/sg/statements/index.asp?nid=8661)
- 10 「武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律」、04年6月18日法律第112号。
- 11 [www.kokuminhogo.go.jp/pdf/shishin260509.pdf](http://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/shishin260509.pdf)

# イラン核問題で最終合意成立

## —評価すべき10数年の懸案への非軍事努力

15年7月14日、5核兵器国(米、ロ、英、仏、中)及び独(「P5+1」。EUを含めて「E3/EU+3」と表現されることもある。)並びに欧州連合(EU)とイランは、同国の核開発問題に関する交渉で最終合意に到達した。イランのウラン濃縮活動は、03年にIAEAの議題となり、06年には国連安保理に付託、以来、安保理決議が7次にわたって採択されてきた。これに対して、核平和利用の権利を主張するイランが反発、緊張関係がつついてきた。

7月14日にジュネーブで合意された「共同包括的行動計画(JCPOA)」(ピースデポによる要約を4ページ・資料1に示す)は、イランの核兵器取得放棄と、平和目的に限る核計画の継続を、検証を伴って確認するものである。イランは①ウラン濃縮に使われる遠心分離機を今後10年間かけて段階的に削減し、②15年間にわたって、濃縮度3.67%を超えるウランは製造せず、③ウラン濃縮活動は今後15年間、限られた施設のみで行い、④重水炉は兵器級プルトニウムを生産できないよう設計変更すること等に同意した。これらの

合意された措置の検証を伴う履行が確認され次第、国連安保理決議の諸条項とEU、米国の制裁措置は解除される。7月20日には、同計画を承認する国連安保理決議(S/RES/2231(2015))が採択された。

合意を歓迎するロウハニ・イラン大統領の演説(全訳)を6ページ・資料2、EUとイランの共同声明(抜粋訳)を7ページ・資料3に示す。

核拡散における最大の懸案の一つが外交交渉によって解決された意義は大きい。03年のイラクでは米英等の武力行使の根拠とされたのと同じ「核兵器開発疑惑」が今回のイランにおいては、米国内の好戦派の圧力を押し切って、外交交渉によって解決された。合意は「核兵器のない世界」に向けた具体的な一步を画するものである。のみならず、イランを理由とした米ミサイル防衛政策や米ロ関係など、多くの重要問題を好転させる波及効果が期待できる。

日本も、北朝鮮の核疑惑を外交交渉によって解決する道を先導するべきであろう。(編集部)⑩

### 【資料1】

#### 共同包括的行動計画(JCPOA)

2015年7月14日、ウィーン  
〈ピースデポによる要約〉

#### 前文及び総則

- i、ii (略)
- iii イランはいかなる状況下においても、いかなる核兵器をも求め、開発し、または取得しないことを再確認する。
- iv イランがJCPOAを成功裏に履行すれば、イランは、NPTの下で平和目的での核エネルギーの権利を全面的に享受する、
- v JCPOAは、イランの核開発に関連する多国間及び各国による制裁のみならず、国連安全保障理事会のすべての制裁の包括的解除をもたらすであろう。
- vi-viii (略)
- ix JCPOAの履行を監視するため、E3/EU+3とイランからなる合同委員会が設置され、JCPOAに規定された役割を果たす。
- x IAEAには、JCPOAに詳述される自発的な核関連措置を監視・検証することが求められる。
- xi-xiii (略)
- xiv EE3/EU+3は、JCPOAの締結

が、この問題の検討に根本的な変化をもたらすことを確認するとともに、イランとの新たな関係を構築する希望を表明し、JCPOAを承認する決議案を国連安全保障理事会に提出する。  
x v、x vi (略)

**イラン及びE3/EU+3は、JCPOA及び附属文書に記載された時系列に従い、以下の自発的措置をとる。**

#### 核

##### A. 濃縮、濃縮研究開発、備蓄

- 1 イランの長期計画は、最初の8年間における特定の研究開発活動への一定の制限を含む、あらゆるウラン濃縮及びウラン濃縮関連活動に関する合意された制限を含んでおり、その後、平和目的に限った濃縮活動の次の段階に向け、合理的なペースで、漸進的にすすむ。
- 2 イランは、IR-1遠心分離機の10年以内の段階的削減を開始する。同期間中にイランは、ナタンズにおける濃縮能力として、IR-1遠心分離機を、5060基を上限として維持する。ナタンズでの過剰な遠心分離機及び濃縮関連設備はIAEAの継続的な監視の下で保管される<sup>1</sup>。

3 イランは、濃縮に関する研究開発を、濃縮ウランを蓄積しないような方法で継続する。

4 IR-1遠心分離機の段階的削減の期間中、イランは、附属文書1に示したものを<sup>2</sup>を除いて、他の種類の遠心分離器を製造もしくは組立てない。

5 イランは、その長期計画に基づいて、15年間、ナタンズ濃縮施設に限定してウラン濃縮関連活動(完全に保障措置された研究開発を含む)を実行する。ウラン濃縮のレベルは最高3.67%に維持する<sup>3</sup>。また、フォルドウでは、いかなるウラン濃縮及びウラン濃縮研究開発も行わず、いかなる核物質も保持しない<sup>4</sup>。

6 イランは、フォルドウの施設を核物理及び核技術センターに転換する。科学共同事業体の形態も含めた国際協力体制が、合意された研究領域において確立される。フォルドウの6つのカスケードを形成する1044基のIR-1遠心分離機はその一部となる。これら6カスケードのうち2つは、ウラン無しで運転され、適切なインフラストラクチャの変更を行ってアイソトープの安定製造装置に転換され

る。他の4つのカスケードは、関連するすべてのインフラストラクチャを含めて休止状態とする。他のすべての遠心分離機及び濃縮関連インフラは、IAEAの継続的な監視下で撤去・保管される。

7 15年にわたり、イランは6フッ化ウラン(UF<sub>6</sub>)または同等の他の化学形態で、最高濃縮度3.67パーセントの濃縮ウランの備蓄を、300キロを上限に維持する<sup>5</sup>。

### B. アラク、重水、再処理

8 イランは、アラクの重水研究炉を、合意された概念設計に基づき、濃縮度3.67パーセント以下のウラン燃料を使用するよう再設計、改造する。同研究炉は、平和的な原子力研究と医療用・産業用の放射性同位元素の生産を支援する。再設計・改造されるアラク原子炉は、兵器級プルトニウムを生産しない。

9 イランは、将来の電力を軽水炉に依存し、国際的な技術進歩の動向と歩調を合わせ、必要な燃料供給の保証を含めた、強化された国際協力のもとで研究を進めることを計画する。

10 イランには今後15年間、追加的な重水原子炉や重水は存在しない。

11 イランは、将来と現在のすべての電力用及び研究用原子炉のすべての使用済燃料を、処理・廃棄のために海外に搬出する意図を有する。

12 イランは、今後15年間、いかなる使用済み燃料再処理や使用済み燃料の再処理が可能な施設の建設を行わず、爾後もそれを意図しない。

### C. 透明性と信頼醸成措置

13 イランは、追加議定書・第17条b)に従い、暫定的に包括的保障措置協定の追加議定書の適用を受ける。

14 イランは、その核計画に関連する過去及び現在の懸念される問題に対処するための取り決めを含め、IAEAと合意した「過去から現在までの未解決問題解明に向けたロードマップ」を完全に履行する。

15 イランは、IAEAが透明性確保措置をとるとともに、自発的措置の履行状況を監視することを容認する。これらの措置は以下を含む。IAEAのイランへの長期的滞在；精鉱プラントでイランによって生産されるウラン精

鉱に対する25年間にわたる監視；20年間にわたる遠心分離器のローターとベローズの封じ込め及び査察；オンライン濃縮度測定、電子封印を含む、IAEAが承認し認可した近代的技術の使用；15年間にわたりIAEAのアクセス上の問題を迅速に解決するための、信頼性あるメカニズム。

16 イランは、ウラン及びプルトニウム冶金活動等、核爆発装置の開発に寄与する活動は、研究開発レベルを含め実施しない。

17 イランは、国連安全保障理事会決議によって承認されたJCPOAの調達チャンネルに協力し、それに従い行動する。

### 制裁

18 国連安全保障理事会によるJCPOA承認決議は、合意された核関連措置がIAEAによる検証を伴ってイランにより履行されると同時に、イラン核問題に関する既存の安保理決議(決議1696(2006年)、1737(2006年)、1747(2007年)、1803(2008年)、1835(2008年)、1929(2010年)、そして2224(2015年))のすべての条項を解除し、付属文書Vに特定された規制を確立する。

19 EUは、イランが合意された核関連措置についてIAEAの検証を伴う履行を行うと同時に、EU規則の核関連の経済・金融制裁諸条項等を解除する。

20 EUは、採択日から8年後、もしくはIAEAがイランの核物質の全てが平和的活動に留まっているとのより広い結論に達した日のいずれか早い日に、EU規則の拡散関連の制裁の履行条項を解除する。

21 米国は、合意された核関連措置のイランによる履行がIAEAによって検証されると同時に、イランとの金融取引の停止等に関する制裁を停止し、爾後、停止を継続する<sup>6</sup>。

22 米国は、商業用旅客機、その部品及び関連役務のイランへの販売を許可する。

23 米国は、採択日から8年後、もしくはIAEAがイランの核物質の全てが平和的活動に留まっているとのより広い結論に達した日のいずれか早い日に、核関連物質または役務の調達に関する制裁措置を、米国が他の非核兵器

国に対してとっている方法に合致するよう解除、もしくは終了させるための適切な法的行動を追求する。  
24～33 (略)

### 履行計画

34 履行のためのマイルストーンは以下のとおりである。

i 妥結日とは、JCPOAの交渉がE3/EU+3とイランの間で妥結された日。続いて遅滞なく、国連安全保障理事会にJCPOAを承認する決議の提出が行われる。

ii 採択日とは、国連安全保障理事会がJCPOAを承認してから90日後、またはJCPOA参加者の相互の合意によって決定される日のどちらか早い日である。その時点でJCPOAが発効する。

iii 履行日とは、核関連措置のイランによる履行を検証するIAEA報告と同時に、EUと米国が制裁解除等を実行する日である。

iv 移行日とは、採択日から8年目、あるいは、IAEAがイランに残る核物質が引き続きすべて平和目的であるとのより広い結論に到達したことを示す報告書を、IAEA事務局長が提出した日のいずれか早い日である。

v 国連安全保障理事会決議の終了日とは、JCPOAを承認する国連安全保障理事会決議が、採択日から10年をもって終了する日である。

35 (略)

### 紛争解決メカニズム

36、37 (略)

附属文書I 核関連措置 (略)

附属文書II 制裁関連コミットメント (略)

附属文書III 民生原子力協力 (略)

附属文書IV 合同委員会 (略)

附属文書V 履行計画1 (略)

### 訳注

1 イランは、現在約19,000基のIR-1と高度なIR-2M遠心分離機を保有している。

2 故障・破損時の交換用予備品、

3 JCPOA以前、イランはウランを約20%まで濃縮していた。

4 イランは現在、フォルドウに約2,700基のIR-1遠心分離機を保有しており、うち約700基はウランを濃縮している。

5 イランは現在、低濃縮6フッ化ウラン約1万キロの備蓄を維持している。

6 イランのテロ、人権侵害、およびミサイル活動への支援に焦点を当てた米国の法的制裁は有効のままで、施行が継続される。

※国連安保理決議2231(2015)・附属文書Aを基に作成した。訳注は編集部。

## 【資料2】

### ロウハニ大統領の演説(全訳) 2015年7月14日

ロウハニ大統領は、今日、新たな1章の扉が開かれたと述べた。大統領によれば、この新たな1章は、世界規模の複雑な状況の解決が、より短距離で低コストの経路をたどって達成されたという事実に基づくものである。

大統領は、次のように述べた。問題解決の過程において、イランにとって重要な核問題は、一方で政治的・国際的問題とされ、国連安保理による憲章7条措置やイランに対する制裁を要求するいくつかの国連決議という手段が執られた。一方では、イランが核兵器の製造を追求しているとするイラン恐怖症が地域と世界に拡散された。他方、核は、科学技術の観点から我々にとって重大な、国家の誇りと尊厳に関わる問題となっていた。

ロウハニ博士は、社会的に見れば、核問題は国家の誇りと尊厳の問題に変わり、経済的には、制裁の過大な要求によって蓄積された圧力の結果、厳しい状況が作り出された、と述べた。しかし、大統領は、すでに強調したように、一般市民の生活への影響はあるものの、制裁は決して成功していないと付け加えた。

ロウハニ大統領は、次のように述べた。「私は、偉大なるイラン国民に対して、新たな1章が国家の歴史の重要な転機をもたらしたことを宣言する。西側政府の幻想に端を発した12年間にわたる対立と、国際社会にそのような幻想を拡散させるプロパガンダは、終わった」、「23ヶ月にわたる世界の6大国とイランの核交渉によって、我々は今日、新たな地点に到達することができた。言うまでもなく、ラマダン月はずねに第11代政府にとっての祝福と運命の源泉であり続けている」。

大統領はさらに付け加えた。「1392年<sup>1</sup>のラマダン月25日<sup>2</sup>に大統領宣誓、同月26日には就任式が行われた。そして今日<sup>3</sup>は、世界の6大国に包括的共同行動計画(CJPOA)(原文のママ)を結ばせたイランの成功の日である」。

さらに大統領は次のように述べた。「我々は、核問題を決着させるために様々な分野で必要な措置をとるべきだ。政治の言葉でいえば、必要な政治的条件を準備すべきだ。世論に関する限り、声明を読み上げることが交渉を意味しないということを彼らは知るべきだ。交渉はギブ・アンド・テイクで

ある。交渉とは、手持ちの金と手に入れようとする家を意味する。我々は誰かがタダで物をくれるような施しを求めていたのではない。我々が求めていたのは国益に基づく公正なギブ・アンド・テイクだったのである。」

大統領は、「我々は、交渉とは勝ち負けではない、勝ち負けで評価されるような交渉は、持続可能な結果を生まないと、つねに強調してきた。交渉と合意は、双方にとってウィン・ウィンである場合に、持続的なものとなるであろう」と付け加えた。

ロウハニ大統領によれば、交渉は、最高指導者<sup>4</sup>による承認に基づいて、第11代政府の発足に先立つ12年前から始まった。

我々には、制裁の下で経済に秩序を与える必要があった。交渉を開始した時、経済成長率は0%をはるかに下回っていた。しかし、交渉の間、我々はインフレをコントロールし、経済を安定化させた。このことは、P5+1に対する明確なメッセージであった。イラン国民による抵抗も明らかに効果的であった。国民の抵抗が西側の交渉者たちをテーブルに引き戻した。我々は4つの目標をもって交渉に臨んだ。国内における核活動の継続を確保すること、非人道的で無慈悲な制裁を解除させること、イランに対する国連決議をすべて撤回させること、そしてイランの核計画を国連の諸取極めから除外すること、である。我々は4つの目標をほぼ全て達成した。しかし、受容しうる条件を守るために、我々の専門家、政治家、交渉担当は相当の努力を払った。

P5+1は、イランが困窮していた時期には、100基の遠心分離機しか持たせないと述べていた。しかし我々は、その数を1000基、最後には4000基まで増やさせ、今ではフォルドゥ施設に1000、ナタンツ施設に5000、合わせて6000基の遠心分離器を交渉で確保したのである。P5+1は、20+10年<sup>5</sup>の濃縮禁止を主張したが、最終的には、彼らはこの期間を10年間に、そして8年間に短縮することに同意した。研究開発に関しては、彼らは許されるのはIR1型遠心分離機のみだと言った。しかしこれは馬鹿げた主張だった。なぜならIR1型はすでに運用段階にあったのだから。彼らは最終的に、我々のIR8型使用を容認することに同意し、今では我々はこれも確保した。アラクに関していうと、彼らが固執したのはアラ

ク原子炉の重水に関する一線だった。交渉の結果、アラクへの重水は承認された。

フォルドゥに関して、彼らはその名前を聞くことさえしたくないと感じていた。彼らはその名前をずっと恐れていた。今では、同センターの稼働継続に同意している。経済制裁に関しては、彼らは制裁解除に同意した。彼らは、制裁解除は一つ一つ段階的に行うと主張していたが、交渉の結果、金融・銀行業務、重工業、原油・天然ガス及び全ての経済制裁といったすべての制裁の解除が可能になった。武器禁輸措置でさえも5年後に解除される。

国連決議の撤回について、彼らが主張したのは、イランが合意を少なくとも6か月履行しない限り6つの国連決議を撤回しないというものであったが、合意では全決議が撤回されることになった。合意が履行され10年がたてば、国連には関係文書は一つも残らなくなる。合意がP5+1への信頼がベースになっていることに異論があるかもしれない。しかし我々にとって、合意の履行こそが真の試金石である。合意が十全に履行されれば不信の壁を形成する全ての煉瓦は崩壊するであろう。

我々は、敵対国であったり競合国であったりする地域の国々に頼ることなく、本合意の下で前進を続けるであろう。我々はかつては一方的に合意を履行した。しかし、今回は彼らが誓約を守っている限り合意は双務的である。イラン国民は常に約束に忠実であったし、今回も忠実であるだろう。しかし、合意には様々な段階がある。7か国すべてが全条項に一致して合意している。国連に関しては、国連が採択した決議の撤回に関連した合意を承認するべきである。

今日は共同声明の日である。国連が合意を承認した日、その日が米・欧が明確にすべての制裁の解除を宣言する日になる。その後、イランの誓約が発効し、それが少なくとも2か月(正しくは3か月: 訳者)継続し、そのときが合意履行の日となる。だが我々は、依然その日に向かう途上にある。今日、12年を経て、全ての当事国がイランの核技術を承認した。彼らはイランの核計画を援助することに同意した。彼らは制裁を解除し、イランを国際社会の普通の一員として扱うと発表した。今日、イランに対する誤った憶測や冷酷な感情に終止符が打たれた。シオニス

ト体制の口実が根拠のないものとして退けられたことに、イランの全ての都市の全国民はもとより、レバノン、ガザを含む地域の他の場所でも人々は歓喜している。

今日、P5+1はイランの核兵器製造を阻止したことが大きな成果だと言ひ募るかもしれない。だが、我々が指導者のファトワー<sup>6</sup>が核兵器を禁止していることは誰もが知っている。イランは核兵器を追求したことはないし、今後も決して追求しない。したがって、私は彼らが、このようなことではなく、国際社会に新しい時代をもたらすだろう成果について語るよう求める。

交渉において役割を演じたすべての人々、圧力に抗した国民、深い苦悩を引き受けた、良き先導者にして卓越した慈悲深い助言者である、イスラム共和国の最高指導者、国民と交渉担当者を支えた議会、司法、軍、大学、聖

職者、神学生、そして全ての国民に感謝したい。彼らの意志が我々に力を与え、揺らぐことのない勇気を与えてくれた。

私は建設的批判を歓迎する。しかし、大衆の信用を失墜させ、新しい希望と若者たちのより良き未来、発展の加速に向けた新鮮な出発への抱負を挫くような、スキャンダル、ゴシップ、中傷に耳を貸すつもりはない。そして隣人たちに呼びかける。イスラエルの宣伝の罠にかからぬよう注意してほしい。イランの力は諸君の力であり、我々は地域の安全は我々の安全であることを知っており、我々の安定が地域の安定であるとみなしている。我々は、核兵器を求めてこなかったし、隣国に圧力をかけようともしてこなかった。我々が今必要としているのは、地域における協調と調和を増進することだ。そして、我が国民に対すると同じように、我々は隣人たちと助け合い、支えあいながら、未来に向けて

進んでゆく。

訳注

- 1 イラン歴(ジャラリ一歴)。西暦2013年。
- 2 イスラム歴(ヒジュラ歴)。西暦では8月2日。
- 3 西暦2015年7月14日。ヒジュラ歴で、1436年ラマダン月27日。
- 4 現在はアリー・ハメネイ師(1989年6月3日就任)。
- 5 「20+10年」が何を意味するかについて、今のところ多義的で明確な解釈が難しい。
- 6 イスラム法学者が発する見解や勸告。現実政治への影響力も大きいと言われる。

(訳、訳注:ピースデポ。原文は間接話法と直接話法が混在しているが、そのまま訳した。)

<http://iranembassy.ch/en/614>

### 【資料3】

#### EU・イラン共同声明(抜粋訳)

フェデリカ・モゲリーニEU 上級代表とジャヴァード・ザリフ・イラン外相による共同声明

2015年7月14日、ウィーン

(前略)

全ての関係者の建設的な関与と我々のチームの献身と能力の結果、我々は交渉を成功裏に妥結させ、10年以上にわたって続いた論争を決着させた。

過去十年間にわたって、多くの人々がこの困難な交渉を前進させてきた。我々はそうした人々すべてに感謝したい。とりわけ、国際原子力機関による決定的な貢献と緊密な協力、そしてオーストリア政府の支援と厚遇に感謝したい。

我々、EU 外交安全保障政策担当上級代表とイラン・イスラム共和国外務大臣は、中華人民共和国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、英国及びアメリカ合衆国の外務大臣とともに、様々な水準にわたる、様々な形式の文書に関する数ヶ月にわたる集中的な作業を経て、4月2日にローザンヌで合意した主要な指標に基づく共同包括的行動計画(JCPOA)の文面を交渉するため、ここウィーンで会談した。

我々は今日、共同包括的行動計画の最終文書に合意した。

中国、フランス、ドイツ、ロシア、英国、米国及びEU及びイランは、イランの核開発計画が平和目的に限定されることを保証し、この問題に対するアプローチを根本的に転換させる歴史的なJCPOAを歓迎する。6か国とEUは、このJCPOAの完全履行が地域と国際の平和と安全に積極的貢献をもたらすことを期待する。イランは、いかなる状況においても核兵器を求め、開発し、あるいは入手しないことを再確認する。

JCPOAには、核開発計画について合意された諸規制を伴うイラン自身による長期計画が含まれており、全ての国連安全保障理事会の制裁と、貿易、技術、金融およびエネルギーの各分野へのアクセスに関する諸措置を含むイランの核開発計画に関連した多国的、一国的な制裁の包括的解除につながるだろう。

JCPOAは、主文と核、制裁、民生核エネルギー協力、合同委員会及び履行に関する5つの技術的付属文書で構成される。これらの文書は詳細且つ具体的である。このことは、全ての当事者が、合意の完全かつ効果的な履行を保証するために明確さを求めたが故に重要である。

JCPOAは、全ての当事者の利益を尊重したバランスの取れた取引である。それはまた、複雑で詳細かつ技術的である。それゆえ、現段階でこの合意について完全な要約をすることはできない。しかし、主文の全文と全ての付属文書は今日中に公表され、数日中に6か国によって安全保障理事会に承認を求めるために提出されるであろう。

我々は、この合意が集中的な吟味の対象となるであろうと理解している。しかし、我々が今日発表したのは、単なる約束ではなく、有意義な約束である。全ての当事者より広範な国際社会にとっての有意義な約束である。

この合意は、10年以上にわたって続いた危機を終わらせるための新たな可能性と進むべき道を切り開く。我々は、国際原子力機関の貢献に期待しつつ、このJCPOAの完全な履行を確かなものとすることを誓約する。

我々は、国際社会がこの歴史的努力の履行を支援するよう呼びかける。(後略)

(訳:ピースデポ)

[http://eeas.europa.eu/statements-eeas/2015/150714\\_01\\_en.htm](http://eeas.europa.eu/statements-eeas/2015/150714_01_en.htm)

# 日誌

2015.6.21~7.20

作成:有銘佑理、塚田晋一郎

IIAEA=国際原子力機関/ISIL=「イスラム国」/ NATO=北大西洋条約機構/P5=国連安保理常任理事国/RECNA=長崎大学核兵器廃絶研究センター/UCS=(米)憂慮する科学者同盟

- 6月22日 カーター米国防長官、ウクライナ情勢を受け、NATO緊急展開部隊に対し、特殊部隊要員、戦闘機、爆撃機、輸送機、ミサイルなどの提供を表明。
- 6月22日 RECNA、2015年版「世界の核弾頭データ」を発表。9か国合計1万5700発。
- 6月22~24日 日米比、比西部パラワン島で海上合同軍事演習。
- 6月23日 カーター米国防長官、バルト3国の国防相との共同記者会見で、バルト3国と東欧に戦車などを配備すると発表。
- 6月25日 オバマ米大統領とロシアのプーチン大統領が電話会談。オバマ大統領、ロシアのウクライナ領土からの撤退を要請。
- 6月26日 日本政府、16年の伊勢志摩サミットの外相会合開催地を広島市に決定。
- 6月29日 シリアのムアレム外相、ロシアのプーチン大統領、ラブロフ外相と会談。プーチン大統領、改めてアサド政権を支持。
- 7月1日 NNSAと米空軍、新型核爆弾B61-12の初の飛行試験。
- 7月1日 米政府、「2015軍事戦略報告書」を発表。
- 7月1日 厚生労働省、14年度末現在の被爆者健康手帳所持者の統計データ公表。全国18

- 万3519人。平均年齢は初めて80歳に。
- 7月5日 UCS、オバマ大統領へ広島・長崎訪問を求める1万人超の署名を提出。
- 7月14日 P5+独とイラン、核協議で最終合意。核開発制限の見返りとしてイランに対する経済制裁を解除する内容。(今号参照)
- 7月14日 ロシア国防省当局、ハバロフスク近郊で核搭載可能な戦略爆撃機ツポレフ95が、エンジン故障で墜落と発表。
- 7月14日 ホン韓国統一部長官、北朝鮮の非核化がすべての南北対話の前提条件ではないと述べる。
- 7月15日 ファン韓国国会国防委員長、中国は北朝鮮に核の傘の提供を検討する見返りに北朝鮮に核放棄を促すべきと述べる。
- 7月16日 衆議院本会議、安全保障法案を自公及び次世代の賛成で可決。
- 7月16日 広島平和記念資料館と英国国会議事堂をスカイプで繋ぎ、被爆者の梶本さんが被爆体験を証言。スカイプでの初の試み。
- 6月23日 慰霊の日。沖縄全戦没者追悼式で安倍首相の挨拶に参加者から怒号。翁長知事、政府へ辺野古新基地建設中止を求める。
- 6月24日 名護市大浦湾に絶滅危惧種のベニアジサシ・エリグロアジサシが飛来。
- 6月24日 12~14年の米軍関係刑犯、7割が飲酒絡み。飲酒後の住居侵入・器物損壊事案多く発生。県警本部長が議会で答弁。
- 6月24日 国際人権NGO反差別国際運動、国連人権委員会へ日本政府に対し「沖縄の自己決定権尊重」を求める声明を発表。
- 6月25日 嘉手納町議会、嘉手納基地への米軍外来機の暫定配備中止と米州空軍所属機の飛行訓練中止を求める抗議決議可決。
- 6月25日 自民党議員らの勉強会内で議員や講師の百田直樹氏が、普天間飛行場問題や

- 県内2紙の報道めぐり差別的発言。
- 6月26日 琉球新報・沖縄タイムス、百田氏らの発言に対する共同抗議声明。
- 6月30日 宮森小学校米軍ジェット機墜落事故から56年。墜落現場で追悼集会。
- 6月30日 防衛省、辺野古ボーリング調査期限を9月30日まで延長。
- 6月30日 県教委、キャンプ・シュワブ海岸沿いで発見された石を琉球王朝時代の「礎石」と認定。発見区域の調査求める方針。
- 6月30日 県警、キャンプ・シュワブゲート前で抗議中の市民2名を逮捕。
- 7月1日付 辺野古本体工事で使用の汚濁防止膜固定用ブロック236個中188個が岩礁破碎許可申請時の重量を上回ることが判明。
- 7月2日 県議会、自民党勉強会内での言論圧力と県民侮辱の発言に抗議する決議を賛成多数で可決。安倍自民党総裁宛てに提出。
- 7月3日 安倍首相、自民党勉強会内での一連の問題発言について「沖縄県民を傷つけたなら申し訳ない」と陳謝。
- 7月3日 沖縄弁護士会、安保法制反対でデモ行進。85年以来、30年ぶりのデモ開催。
- 7月3日 尖閣列島戦時避難者遺族会、石垣島への陸自配備・安保法制への反対表明。
- 7月4日 翁長知事と菅官房長官が会談。長官、報道圧力問題で知事に陳謝。
- 7月7日 名護教委、辺野古新基地建設予定地で文化財調査を開始。
- 7月8日 宮古島市議会、「自衛隊早期配備に関する要請書」を賛成多数で可決。
- 7月13日 県議会、辺野古埋立て用土砂・石材搬入規制条例を賛成多数で可決、成立。
- 7月14日 石垣市議会、安保法制の成立を求める意見書を賛成多数で可決。県内初。
- 7月15日 米国防認可法、上院案にも「辺野古が唯一の選択肢」を明記へ。上下両院案の一本化協議でマケイン氏が示唆。
- 7月16日 辺野古埋立て承認に「瑕疵あり」。第三者委員会、知事へ報告書を提出。
- 7月16日付 沖縄防衛局、名護防衛事務所の移転・職員増員検討。8名から50名体制へ。
- 7月17日 在沖海兵隊グアム移転先基地の建設規模縮小。米国防省、環境影響評価補足文書最終版を公表。
- 7月19日 県内首長・国会議員ら、米国防認可法の「辺野古が唯一の選択肢」の文言削除を求める。米連邦議員に対し要請書提出。

## イアブック「核軍縮・平和2014」 —市民と自治体のために

編著:NPO法人ピースデポ/監修:梅林宏道  
 発行:緑風出版/2014年11月30日/A5判 356頁  
 会員価格1700円/一般価格2000円 (ともに+送料)  
 特集 核兵器:非人道性から禁止の法的枠組みへ

- 2013年のキーワード:核軍縮/米軍・自衛隊/自治体とNGO ほか
- 市民と自治体にできること
- 豊富な一次資料

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

join-abolition-japan.dLNY@ml.freeml.com に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(freemlに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

### 今号の略語

EU=欧州連合  
 IAEA=国際原子力機関  
 JCPOA=共同包括的行動計画

## ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員: 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

### 宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁): 会員の方に付いています。●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、大嶋しげり、清水春乃、津留佐和子、中村和子、丸山純一、梅林宏道